

単身入居について条例で認められる方は、次のいずれかに該当する方です。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除きます。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障がい者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその障がいの程度がアからウまでに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障がい 身体障がい者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被がい者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被がい者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの